

入間市自転車活用まちづくり条例

【制定の背景】

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、自転車の活用の推進に関する施策の充実が重要となっています。

平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、自転車活用推進法が施行され、平成30年6月には、自転車活用推進法に基づき、国により自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けられる「自転車活用推進計画」が策定されました。

昨今、コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まりや、情報通信技術の飛躍的発展、高齢化社会の進展等、自転車を取り巻く社会情勢は変化しています。

また、本市においても、自転車の安全な利用を推進するため従前より実施している自転車の交通安全教室等の事業に加え、新たに自転車を活用した環境負荷の低減や市民の健康増進等を図る事業にも取り組んでいます。

今後、本市の地域資源と自転車のもつ有用性を最大限に活かし、また、自転車を取り巻く課題の解決に取り組む必要があることから、自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市及び自転車利用者の責務や市民等の役割を明らかにし、市の基本施策を定めることにより、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進するため、本条例を制定するものです。

（前文）

入間市は、なだらかな起伏のある台地と2つの丘陵からなり、狭山茶の主産地として広がる茶畑や、市内を東西に流れる3つの河川とともに四季折々の景観をなしています。また、鉄道の駅を中心に自転車利用に適した市街地や住宅地が広がっており、市民にとって身近で手軽な交通手段である自転車が多く利用されてきました。そして、自然に親しみ、余暇を楽しみながら体力の増進を図ることを目的として、全国に先駆けてサイクリングコースを整備したまちでもあります。

自転車は、環境への負荷が低く、健康の増進や観光の振興につながる乗り物であり、災害時における交通手段としてもその有用性が見直されているところです。また、新たな交通手

段として、電力の活用等により手軽に利用できる自転車の普及も進んでいます。その一方で、自転車に関する重大な事故及び犯罪、放置自転車への対策等が必要であり、自転車を安全で快適に利用することができる都市環境の整備や交通安全の確保等の課題解決に向け、より一層取り組まなければなりません。

本市の地域資源と自転車の持つ有用性を最大限に活かし、市、市民、事業者等が協働して自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、まず、本市における地勢や自転車との親和性について記載しています。昭和44年8月から昭和61年3月まで加治丘陵に設置していました「武蔵サイクリングコース」は、サイクリング専用道路として全国に先駆けて開通し多くの方に利用されるなど、交通手段以外にも自転車を活用した取り組みが行われてきました。

次に、自転車の特性及び現状と課題について記載しています。自転車には多くのメリットがある一方で、自転車に関連する事故や犯罪、安全で快適に利用するための道路や自転車駐車場の整備など課題もあり、その解決に取り組まなければなりません。

最後には、自転車のメリットを活かし、協働により自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを推進することを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市及び自転車利用者の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、市の基本施策を定めることにより、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

【解説】

本条では、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進することを目的と規定し、自転車を活用したまちづくりについて、基本理念を定め、市、自転車利用者、市民等の責務や役割を明らかにし、市の基本施策を定めることを条例の目的達成の手段として掲げています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号口に規定するものをいう。
- (2) 自転車を活用したまちづくり 自転車の活用が本市の魅力となるよう、市、市民、事業者等が協働して必要な活動に取り組むことにより、市民が積極的に自転車を利用することができる地域社会を形成することをいう。
- (3) 自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。
- (4) 市民 市内に居住、滞在、通勤又は通学をする者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (6) 関係団体 市内で自転車に関する活動を行う団体をいう。
- (7) 学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (8) 自転車小売業者等 市内で自転車の販売、修理又は貸出しを業とする者をいう。

【解説】

本条例の条文に使用する用語の意味を明確にするために定義しています。

「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定されているペダル等を用い人力により運転する二輪車以上の車及び同項第10号口に規定されているいわゆる特定小型原動機付自転車をいいます。

「自転車を活用したまちづくり」とは、自転車を活用することが本市の魅力の一つになるよう、それぞれが協働して本条例に規定する責務や役割に応じた必要な活動に取り組むことにより、市民が積極的に自転車を利用することができる地域社会を形成することをいいます。

「自転車利用者」とは、様々な目的や動機により本市内で自転車を利用する者をいいます。

「市民」とは、本市の住民だけでなく、市内を訪れる観光客、市内の企業に通勤する者、市内の学校に通学する者をいい、市民団体に活動する者や本市を通行する者も含まれます。

「事業者」とは、市内において事業を営む法人及び個人をいいます。また、行政機関（市役所、国・県の出先機関など）や公共的団体（農業協同組合、商工会議所等）を含みます。さらに、商店街等の組織なども含みます。

「関係団体」とは、個人としてではなく、自転車に関する共通の目的を持った集団として、

自転車に関する活動を行うサークルやグループの他、「交通安全協会」「交通安全母の会」など交通の安全を図る活動を行うことを目的として組織された団体や自治会等をいいます。

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学等で市内に所在するものをいいます。

「自転車小売業者等」とは、市内で自転車を販売、修理又は貸出しをする個人又は法人をいいます。

（基本理念）

第3条 自転車を活用したまちづくりは、自転車の利用が環境負荷の低減、市民の健康増進、観光の振興、災害時における交通手段の確保等に資するものであるという基本的認識の下、市、自転車利用者、市民、事業者、関係団体、学校及び自転車小売業者等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

【解説】

この条文は、自転車を活用したまちづくりを推進するための基本的な考え方を明らかにしたものです。自転車のもつ有用性をまちづくりに活かすことを共通の基本的認識とすることにより、市、自転車利用者、市民等が相互に連携し協力して、自転車を活用したまちづくりを推進させていくことを示しています。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、第11条に規定する基本施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るものとする。

【解説】

市の責務として、第3条の基本理念に従い、具体的な施策として第11条に規定する基本施策を単一的に独立して実施するのではなく、市の魅力につながるよう総合的に実施することを掲げています。

また、基本施策を総合的に実施する際には、自転車活用推進法や自転車活用推進計画など、関連する法令や計画等を参考にしながら、国及び県、近隣自治体などのその他の地方公共団

体との連携を図ることを示しています。

自転車の有用性を活かした事業の実施や課題解決に向けた取組を、必要に応じて国、県、近隣自治体等と連携しながら、基本施策に基づき推進するものです。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等を遵守するとともに、歩行者の安全を確保し、及び他の車両等の交通を妨げないよう、十分な配慮に努めなければならない。

【解説】

自転車を利用する者の責務として、道路交通法やその他の関係法令等を遵守し違反することのないよう自転車の安全利用に努めるとともに、歩行者の安全を確保し、また、他の車両等の交通を妨害することのないようにするなど、道路を利用する他の通行人や車両等に対して十分な配慮に努めなければならないことを示しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、自転車を活用したまちづくりに関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域等において自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の役割として、自転車を活用したまちづくりに関する理解を深め、自転車のもつ有用性を認識するとともに、個人としてだけではなく、家庭、職場、学校、地域等における活動を通じて、市が実施する基本施策に基づいた自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めることを示しています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車の安全な利用について従業員へ啓発する等、自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市内の企業や事業所は、自転車の安全な利用について従業員へ交通ルールやマナーの啓発

をする等して、従業員が安全に自転車を利用し、また、事業活動における自転車の利用や従業員の自転車通勤の促進など、自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めることを示しています。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、自転車を活用したまちづくりに関する市民の理解と協力が得られるよう、自転車を活用したまちづくりの推進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

関係団体は、自転車を活用したまちづくりに関して市民の理解と協力が得られるように、当該団体の活動する目的や内容が本条例の基本理念に合致するよう、自転車に関係したサークル活動や自転車の安全利用に関する啓発したり、市や警察が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力したりすることによって、自転車を活用したまちづくりの推進に関する取組を積極的に行うよう努めることを示しています。

(学校の役割)

第9条 学校の長は、当該学校における教育活動として、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

【解説】

学校の長は、学校の教育活動として、その児童、生徒、学生に対し、心身の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する啓発や教育を行うよう努めることを示しており、交通事故の防止、ルールやマナーの遵守には、継続的な交通安全教育を行っていくことが必要です。

(自転車小売業者等の役割)

第10条 自転車小売業者等は、自転車の定期的な点検及び整備の必要性について自転車利用者へ啓発する等、自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

自転車小売業者等は、自転車利用者と身近に接する機会が多いため、その機会を通じて自転車の定期的な点検及び整備の必要性について自転車利用者へ啓発したり、自転車損害賠償

保険の加入について周知したりすることなどにより、自転車を活用したまちづくりの推進に協力するよう努めることを示しています。

(基本施策)

第11条 自転車を活用したまちづくりは、次に掲げる基本施策により推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の低減を図るための自転車を活用した取組に関する事。
- (2) 自転車を活用した健康づくりの推進に関する事。
- (3) 自転車を活用した観光の振興に関する事。
- (4) 自転車を活用した地域経済・産業の活性化に関する事。
- (5) 災害時における自転車の有効活用に関する事。
- (6) 自転車を安全で快適に利用することができる環境の整備に関する事。
- (7) 自転車の安全な利用に関する教育に関する事。
- (8) 多様な交通手段を確保するための自転車を活用した取組に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、自転車を活用したまちづくりに関する事。

【解説】

自転車を活用したまちづくりは、第3条の基本理念に従い市の責務として総合的に実施する基本施策により推進するものと定めています。基本施策は、「環境」「健康」「観光」「産業」「災害」「空間」「安全教育」「交通手段」の8つのキーワードを柱としており、全庁的に多岐にわたる自転車に関する市の取組を基本施策に基づき実施していくこととしています。

「環境への負荷の低減を図るための自転車を活用した取組に関する事。」は、ガソリン等の化石燃料を必要としない自転車を利用することにより、環境への負荷を低減する取組に関する事等をいいます。

「自転車を活用した健康づくりの推進に関する事。」は、自転車を活用したスポーツ等を通じて、健康づくりを推進していく事等をいいます。

「自転車を活用した観光の振興に関する事。」は、市内の観光資源をめぐる移動手段として自転車を活用した観光の振興に関する事等をいいます。

「自転車を活用した地域経済・産業の活性化に関する事。」は、自転車を通じて様々な産業との連携を図ることで、地域経済・産業の活性化を図る事等をいいます。

「災害時における自転車の有効活用に関する事。」は、電動アシスト自転車の電源を活用

した避難所支援や被災地間の移動手段などへの活用など、災害時における有効活用に関する
こと等をいいます。

「自転車を安全で快適に利用することができる環境の整備に関すること。」は、自転車駐車
場の確保や道路の整備など、自転車を快適に利用できる環境の整備に関すること等をいま
す。

「自転車の安全な利用に関する教育に関すること。」は、自転車の交通マナーを守り、安全
に利用する方法について、交通安全教室の実施や周知、啓発すること等をいいます。

「多様な交通手段を確保するための自転車を活用した取組に関すること。」は、公共交通サ
ービスの利便性を向上させるために自転車を活用するなど、多様な交通手段を確保するた
めの活用に関すること等をいいます。

(啓発活動及び広報活動)

第12条 市は、自転車を活用したまちづくりに関し、自転車利用者、市民、事業者、関係
団体、学校及び自転車小売業者等の理解と協力を得られるよう啓発活動及び広報活動を行
うものとする。

【解説】

市は、自転車利用者や市民等の理解を深め、協力が得られるよう、関係団体・関係機関の
協力を得て、自転車を活用したまちづくりに関する啓発活動及び広報活動を行うことを掲げ
ています。条例制定時には、条例制定記念イベントの開催、広報紙や市公式ホームページへ
の掲載により啓発活動及び広報活動を行い、今後も、関連する事業の実施等に併せて継続し
て啓発活動及び広報活動を行っていきます。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

【解説】

条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めることができることを規定しています。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。